

特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための
日本司法支援センターの業務の特例等に関する法律の成立に当たっての声明

本日の臨時国会において、特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（以下「救済法」と表記）が成立しました。

当団体は救済法が臨時国会において審議が開始されて以降、旧統一教会の悪質性や自浄作用の欠如に鑑みるに、被害者救済のため必要な財産が隠匿又は散逸される恐れがあることから、財産保全に関する法整備の必要性を、被害にあわれた元信者やそのご家族とともに訴えてまいりました。今般、結果として財産保全の法整備がなされなかったことは残念です。

政府におかれましては、救済法の施行に万全を期していただくとともに、施行の状況等を勘案し、具体的に検討すべき課題が生じた場合においては、財産保全の在り方を含め、速やかに検討を加え、法制上の措置等を講じていただきますよう、お願い申し上げます。

与野党が宗教2世を含めた多数の被害者へヒアリングを行い、その結果に基づいた具体的提案や法整備に動かれたこと自体は、高く評価できるものであったと認識しておりますが、実際に宗教2世の救済に向けた施策の充実に繋がっていくか、引き続き注視する必要があります。

臨時国会における議論において、与党「実効的な被害者救済の推進に関するPT」にご参加されていた複数の与党議員におかれましては、政府に対し、元信者や宗教2世・3世の方々の知見等を活用した相談・支援体制の構築、関係省庁が連携したワンストップ型相談体制の強化、スクールカウンセラーの拡充等、宗教2世・3世の子ども・若者向け相談体制強化、社会的・福祉的・精神的支援を拡充するため、司令塔機能を持つ内閣官房に關係省庁連絡会議を設置することなど、相談支援体制の構築・拡充・強化に向けた提言を実施された旨のご答弁をされております。特に、当該PT事務局長を務められた山下衆議院議員におかれましては、当該提案について、「内閣官房のもとに關係省庁連絡会議を置いて、確りと省庁全体で政府をあげてやるよう、確りやらせるつもりである」旨のご答弁をされております。

また、臨時国会における附帯決議では、政府は、法律の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきであるとして、「旧統一教会問題に起因する親族間の問題、心の悩み、宗教二世を含む子どもが抱える問題等の解決に向け、法テラスを中核とした相談対応、精神的支援、児童虐待や生活困窮問題の解決に向けた支援等を一体的かつ迅速に提供するなどの被害者に寄り添った相談・支援体制を構築すること。その際、必要な予算を確保するとともに、元信者や宗教二世等の方々、これまで旧統一教会問題の被害者支援を行ってきた有識者等の知見も活用すること。」と明記されております。

政府与党は一体となって、予算措置を講じた上で、当該PTの提案にある一連の施策の実施に全力をあげていただきますよう、お願い申し上げます。

2023年12月13日

宗教2世問題ネットワーク